



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）号外 第 53 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課） 2		○宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例……………（港湾課） 3
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 2		○企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………（企業局） 3
		○病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………（病院局） 4

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 改正の理由及び主な内容
マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 改正の理由及び主な内容
法人県民税法人税割の超過課税措置について適用期限を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和8年2月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 改正の理由及び主な内容
港湾法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 改正の理由及び主な内容
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 改正の理由及び主な内容
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第46号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(手数料)					(手数料)				
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。				
(1)～(452) [略]					(1)～(452) [略]				
(452)の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の3第1項</u> の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「マンション管理計画」という。）の認定の申請に対する審査 マンション管理計画認定申請手数料					(452)の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の13第1項</u> の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「マンション管理計画」という。）の認定の申請に対する審査 マンション管理計画認定申請手数料				
(452)の3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の6第2項</u> において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理計画の認定の更新の申請に対する審査 マンション管理計画認定更新申請手数料					(452)の3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の16第2項</u> において準用する同法第5条の13第1項の規定に基づくマンション管理計画の認定の更新の申請に対する審査 マンション管理計画認定更新申請手数料				
(452)の4 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の7第1項</u> の規定に基づくマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査 マンション管理計画変更認定申請手数料					(452)の4 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第1項</u> の規定に基づくマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査 マンション管理計画変更認定申請手数料				
(452)の5～(453) [略]					(452)の5～(453) [略]				
2～5 [略]					2～5 [略]				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]					[略]				
452の2 マン ション 管理計 画認定 申請手 数料	マンションの管理 の適正化の推進に 関する法律 <u>第5条 の4</u> に掲げる基準 に適合すると認め られたマンション 管理計画（以下「 事前審査適合マン ション管理計画」 という。）である ことを証明する書 類の提出がある場 合	[略]			452の2 マン ション 管理計 画認定 申請手 数料	マンションの管理 の適正化の推進に 関する法律 <u>第5条 の14</u> に掲げる基準 に適合すると認め られたマンション 管理計画（以下「 事前審査適合マン ション管理計画」 という。）である ことを証明する書 類の提出がある場 合	[略]		
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法人の県民税の法人税割の税率の特例） 第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 2～6 〔略〕	附 則 （法人の県民税の法人税割の税率の特例） 第6条 昭和51年2月1日から令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 2～6 〔略〕

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾審議会条例（昭和49年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（所掌事務） 第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1） 法第3条の3第1項及び第8項の港湾計画に関すること。 （2）・（3） 〔略〕	（所掌事務） 第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1） 法第3条の3第1項及び第10項の港湾計画に関すること。 （2）・（3） 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第49号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第1条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（休日勤務手当） 第8条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、 <u>国民の祝日に関する法律</u> に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。これらの日に準ずる	（休日勤務手当） 第8条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、 <u>同法</u> に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。これらの日に準ずるものとして管理者が

ものとして管理者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第15条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第15条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第6条 〔略〕 2 会計年度任用職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳</u>に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第6条 〔略〕 2 会計年度任用職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期</u>に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第50号

病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第1条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（休日勤務手当）	（休日勤務手当）

第14条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして管理者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第22条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第14条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同法に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして管理者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第22条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休暇（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第7条 〔略〕 2 会計年度任用職員が部分休業（当該職員がその <u>3歳</u> に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第7条 〔略〕 2 会計年度任用職員が部分休業（当該職員がその <u>小学校就学の始期</u> に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u> について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

